

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時
平成30年7月3日（火曜日）
午前10時開会、午前11時51分散会
（休憩 午前11時15分～午前11時16分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、小志戸前担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
高橋秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、千葉首席調査監、藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
佐藤企画理事兼総務部長、熊谷副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、山崎参事兼管財課総括課長、松村特命参事兼行政経営課長、今入札課長、佐藤人事課総括課長、臼井財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、武蔵私学・情報公開課長、横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、中野総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
藤田政策地域部長、佐々木理事兼科学 I L C 推進室長、小野副部長兼政策推進室長、鈴木副部長兼地域振興室長、伊勢参事兼調査統計課総括課長、小野寺参事兼三陸防災復興プロジェクト2019推進課総括課長、押切国際室長、箱石交通政策室長、岩渕政策監、竹澤評価課長、滝山調整監、小原市町村課総括課長、藤田情報政策課総括課長、菅原地域振興監、竹花県北沿岸振興課長、酒井地域連携推進監、植野 I L C 推進課長、浅沼国際監、渡辺地域交通課長、土井尻空港振興課長
 - (4) 復興局
佐々木復興局長、千葉技監兼副局長、森副局長、佐々木復興推進課総括課長、

和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、
工藤生活再建課総括課長

(5) 警察本部

高石警務部長、小野寺生活安全部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事兼会計課長、
阿部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第2号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて

イ 議案第3号 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第4号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

エ 議案第5号 岩手県県税条例等の一部を改正する条例

オ 議案第6号 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を
改正する条例

カ 議案第14号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ことに関し議決を求めることについて

キ 議案第15号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ことに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第70号 東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振
興の推進のための2019年度地方財政の充実・強化を求める請願

イ 受理番号第71号 日米合同委員会での合意に沿わない米軍機の低空飛行訓練は中
止するよう国に求める請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会
議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専
決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○横道税務課総括課長 議案第2号の岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分
に関し承認を求めることについて御説明を申し上げます。

議案(その2)の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お
手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3
月31日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手
県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専
決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、2の条例の内容についてであります。(1)の事業税関係は、ガス供給業に対する
課税方式の見直しでございます。見直し内容を箱囲みで図解しておりますが、見直し前の
課税方式は収入金額課税方式でございまして、一般的な法人に適用される所得課税方式で
はなく、収入金額に税率を乗じる方式となっております。見直し後は、一般的な法人に対
する課税方式と同様にするというものでありまして、基本的には所得課税方式、資本金1
億円超の法人の場合は外形課税方式も組み合わせるといふものであります。

この見直しは、ガス小売の専門事業者に伴うものでございまして、中小のガス事業者に
ついては、一般の法人と同じ課税方式に移行するという趣旨でございます。なお、ガス供
給業のうち、導管事業部門につきましては、自由化の対象外であるため、引き続き収入金
額課税方式が維持されるものでございます。

次に、(2)の不動産取得税関係でございます。アは、耐震基準不適合既存住宅の取得後
6月以内に耐震改修を行い、かつ当該住宅を居住の用に供した場合における当該住宅の用
に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講じたものであります。

イは、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築の日から
1年を経過した日に緩和する特例措置等の適用期限を平成32年3月31日まで延長したも
のであります。

ウは、住宅及び土地の取得に係る税率を3%とする特例措置等の適用期限を平成33年3
月31日まで延長したものであります。

次に、(3)の自動車取得税関係でございます。アは、免税点を50万円とする特例措置
の適用期限を平成31年9月30日まで延長したものであります。

イは、先進安全技術を搭載するバス等またはトラックで、初めて新規登録等を受けるも
のの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価格
から一定の額を控除する特例措置を講じたものであります。

次に、(4)の軽油引取税関係は、一定の用途に供する軽油の引き取りに係る課税免除の
特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長したものであります。

次に、(5)のその他については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備をしたもの
であります。

最後に、3の施行期日等についてであります。平成30年4月1日から施行したこと及
び所要の経過措置を講じたものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原市町村課総括課長** 議案第3号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案(その2)の23ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要によりまして御説明を申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、県議会議員の選挙におけるビラの作成を公営の対象としようとするものでございます。公職選挙法が一部改正され、都道府県議会議員の選挙におきまして、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することが解禁され、都道府県が条例で定めれば、ビラの作成費用を公費負担できることとされたところでございます。このことから、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、ひいては有権者が候補者の政策等の理解を深める機会を確保するため、ビラの作成の公営の対象となる選挙に県議会議員の選挙を加えようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございます。各条文とも今回の改正に係る所要の整備に係るものでございます。知事の選挙におけるビラの作成につきましては、既にこの条例において公費負担の対象としておりますが、県議会議員の選挙のビラの作成を公費負担の対象に加えようとするものでございます。

施行期日等でございますが、この条例は、改正公職選挙法が施行される日である平成31年3月1日から施行することといたしまして、条例の施行の日以後に告示される県議会議員の選挙から適用することとしています。条例の施行の日の前日までに告示された県議会議員の選挙、例えば補欠選挙の場合につきましては、改正前の規定が適用されることとなります。したがって、県議会議員の任期満了は、平成31年9月10日となっておりますので、次回の県議会議員の一般選挙におきましては適用されることとなるものでござい

ます。

なお、参考といたしまして、県議会議員の選挙における候補者1人当たりのビラの公費負担の限度額をお示ししております。まず、公費負担の対象となるビラの作成上限枚数は1万6,000枚でございます。これは、改正後の公職選挙法に定める頒布できる枚数と同じになっているものでございます。また、公費負担の対象となるビラの単価につきましては、7円51銭としています。これは現行の条例で定めている知事の選挙に係る5万枚以下の単価と同じでございます。また国政選挙における単価とも同じでございます。これにより候補者1人当たりの公費負担の限度額は12万160円となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原市町村課総括課長** 議案第4号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案(その2)の26ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正によりまして、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することができることとされたことを受けまして、平成12年に施行したものでございます。

それでは、今回の改正案につきまして御説明いたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、盛岡市が農地法に規定する指定市町村に指定されたことに伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、盛岡市が農地法に規定する指定市町村に指定されたことに伴い、同市の区域における農地転用許可等に係る事務の権限が盛岡市に移譲されることとなることから、事務を盛岡市が処理することとする事務から削除する等、所

要の整備をしようとするものでございます。

次に、3、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号岩手県県税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**横道税務課総括課長** 議案第5号の岩手県県税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の28ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。地方税法の一部改正に伴い、資本金の額が1億円を超える法人等に法人の県民税、法人の事業税及び地方消費税の納税申告書を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して提出させることとし、県たばこ税の税率を引き上げる等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず、(1)、第1条関係、ア、県民税関係の(ア)につきましても、障がい者や未成年者等に係る非課税措置について、合計所得金額の要件を現行の125万円から10万円引き上げて135万円とするものであります。これは、個人所得課税の見直しで、給与所得控除等について10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる改正が行われたことが背景にあるものでございます。収入金額が変わらなくても合計所得金額が10万円増加することになるため、非課税措置の適用関係に変動が生じないように非課税措置の所得要件について10万円の引き上げを行うものでございます。

(ウ)の改正も同様の趣旨のものでございまして、こちらは県民税の所得割の非課税措置でございます。総所得金額等が35万円に世帯の人数を乗じて得た金額以下であれば、非課税とするというのが現行の制度でございますが、これをさらに10万円を加算した金額とするというものでございます。

次に、(イ)につきましては、資本金等が1億円超の法人等に対し、納税申告書等の電子申告を義務づけるものでございます。

次の、イ、事業税関係、またウ、地方消費税関係も同様に電子申告を義務づけるものでございます。

次に、エの県たばこ税関係の(ア)及び(イ)につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しに関する改正であります。加熱式たばこを製造たばことみなすこととし、加熱式たばこの課税標準については、加熱式たばこの重量と小売価格を紙巻きたばこの本数に換算するものであります。この換算方式の見直しは、県たばこ税関係の(ウ)のとおり、実施時期を平成30年10月1日から5段階に分けて実施するものでございます。

次に、県たばこ税関係の(エ)については、県たばこ税の税率を引き上げるものであります。平成30年10月1日から3段階で税率を1,000本につき70円ずつ、合計で210円引き上げるものであります。

次に、オのその他については、地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をするものであります。

次に、(2)の第2条関係については、岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。これは、平成27年度税制改正において、紙巻きたばこ3級品、エコー、わかばなどがございますけれども、これらの紙巻きたばこに係る税率の特例を廃止することとされ、平成28年4月1日から4段階に分けて税率を引き上げることとしておりましたけれども、平成30年度税制改正におきまして、平成31年4月1日に引き上げることとされていたものが、平成31年10月1日に延期されたことに伴い、県税条例も同様に改正するものでございます。

最後に、3の施行期日等についてであります。が、(1)、アからキまでの区分により、それぞれに掲げる日から施行する部分、(2)として所要の経過措置を講ずるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** たばこ税についてですけれども、きのうも質疑がありましたが、換算方法や税率が毎年変わるということは、県や市町村もシステム変更とか、さまざま煩雑なことが起きてくると思うのです。なぜこういうふうに段階的にしなければならないのかというと、たばこを制限しようという世論があるのだけれども、一気にたばこをやめさせないように徐々に税率をアップさせていって、喫煙者を余り減らしたくないという思惑があるのではないかと考えておまして、禁煙率の向上にはならない制度だと思っているのです。まず影響額についてですが、きのうの質疑にもあったのですけれども、何段階かに分けて税率がアップすることによって、税収入をどのように見ているか。もう一度お聞きしたいと思いますし、加熱式たばこの換算方法がどうしてこういうふうに毎年変わらなければならないのか、基本的なことで申しわけないのですけれども、確認をしたいと思います。

○**横道税務課総括課長** まず、たばこ税の見直しに伴います税収の見込みですが、平成30

年度最初の税率改正に伴う増収については約3,000万円と見込んでおります。また、全ての税率改正の終了後、平年度ベースでの税収の見込みの増加は1億7,000万円程度と見込んでおります。

それから、加熱式たばこの税率の見直しが数段階にわたって行われるということの理由でございますが、国の説明では、市場、産業への影響、それから国民の健康増進の観点から、予見可能性を高めるために段階的に実施するというところでございます。

○小原市町村課総括課長 ただいま税務課総括課長から、県たばこ税の増収見込みのお話があったところでございますが、市町村分の増収見込みでございますが、平成30年度におきましては1億8,600万円の増を見込んでおります。平年度ベースでは、10億4,600万円の増と見込んでいるところでございます。

○佐藤ケイ子委員 たばこの禁煙率を上げよう、健康増進のためにたばこをなるべく吸わないようにしようとか、受動喫煙をさせないようにしようという流れはあるわけですが、結局国では、税収は確保したいというもくろみがずっとあるのでこのようになるのかと思っております。最終的には喫煙者はそんなに減らないで、税収はアップするだろうというふうに見ていますが、これも、県、市町村にとっても大きな財源であります。今まで何段階にもたばこ税はアップしてきましたが、結局余り禁煙者はふえなかったという統計があるので、私自身が納得できないような制度だと思っておりますが、地方にとっては貴重な財源だという思いをしているところです。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○横道税務課総括課長 議案第6号の地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の46ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整

備する事業、いわゆる移転型事業につきまして県税の課税を免除するという改正と、県税の不均一課税の適用対象となる施設整備計画の認定の期限を2年間延長するという2点の改正でございます。

次に、2の条例案の内容についてであります。 (1) につきましては、特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業を行う認定事業者に対して課する個人の事業税等のうち、特別償却設備に係るものを免除するとともに、その他所要の整備をするものでございます。 これまでは不均一課税としていたものでございますが、地域再生法の一部を改正する法律が平成30年6月1日に施行されたことに伴いまして、移転型事業については課税免除した場合も減収補填措置の対象とされたことから、このたび課税免除することに改正するものでございます。

次に、(2) についてですが、こちらは、減収補填措置について定めております総務省令が一部改正されたことに伴い、県税不均一課税の適用対象となる施設整備計画の認定期限を平成32年3月31日まで延長するものでございます。

最後に、3の施行期日等についてでございますが、(1) として、この条例は公布の日から施行し、従来の不均一課税に係る適用期日を平成30年4月1日からとするものでございます。

(2) の所要の経過措置についてですが、改正後の条例は地域再生法の一部を改正する法律の施行日以後に該当施設の申告等を行ったものについて遡及適用させるものでございます。

なお、次のページに参考といたしまして、改正後の制度の概要を記載しております。 1の対象事業の移転型、それから拡充型の区分は従来どおりでございます。

2の対象税目につきましては、事業税、不動産取得税、固定資産税でございますが、事業税は移転型のみで対象となります。

3の減収補填制度につきましては、不均一課税または課税免除に伴う税収額について、地方交付税により減収補填されるものでございます。 不均一課税の場合は、減収額の75%が補填されますけれども、課税免除の場合は補填対象額に上限が設けられている関係で、例えば事業税の初年度の補填は課税免除額の37.5%となります。

以上で説明を終わります。 よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 減収補填の関係ですが、課税免除した場合に、地方交付税で減収補填されるということですが、自治体の財政力指数は関係あるのでしょうか。 財政力指数がよければ減収補填にならないという例が、別の減税関係ではあるわけですが、これはどうなのでしょうか。

○**横道税務課総括課長** 財政力指数での要件が定められておりまして、例えば移転型事業ですと財政力指数が0.52から0.69の間であると補填率に制約が生じることになるのですが、本県はそういった制約を受けませんので、この制度でいう上限と申しますか、満額と申しますか、地方交付税の基準財政収入額の税収の算入率が75%ですので、それと同一の

一番高いところで減収補填を受けられるという状況です。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山崎参事兼管財課総括課長** 議案第14号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の60ページをお開き願います。議案の事件でございますが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○氏を相手とするものであります。損害賠償の額は3万7,173円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因でございますが、平成29年12月25日、下閉伊郡岩泉町岩泉宇松橋地内の岩泉地区合同庁舎駐車場において、駐車場案内板が強風により倒れ、○○○○使用の自動車が破損したことによるものでございます。以上の事件について和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高石警務部長 議案第15号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案(その2)の61ページをお開き願います。内容については、お手元にお配りしております議案第15号関係資料により御説明いたします。

提案の趣旨であります、警察職員の職務執行に伴い、過失により他人に損害を与えた事件に係る和解及び国家賠償法第1条第1項の規定により、県が賠償する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償事案の概要であります、岩手県花巻警察署において、平成27年6月9日付で交付した猟銃・空気銃所持許可証について、担当職員が許可の更新申請期間を誤って記載したことにより、相手方が有効期間内に更新申請をすることができず、許可を失効し、新たな許可申請手続等に係る経費の負担を生じさせたものであります。

和解の相手方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○氏であります。損害賠償の額につきましては、新たな許可申請手続等に要した費用の合計額7万8,676円とし、和解の内容は当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○軽石義則委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 この件については、新聞でも報道されましたけれども、この事案は、平成27年の許可証の交付が間違っていたということですが、それに気づいて申し出たのはいつごろなのか。長い期間かかって、こういう和解まで至ったのか、それともすぐ対応したもののなのか。御本人が申し立てた時期をお知らせください。

○吉田参事官兼警務課長 具体的な申し出の時期については、資料を確認いたしますが、結論から申しますと、新たな申請をしようとしたときに既に有効期限が過ぎていたということですので、その申請に基づいてこちら側の瑕疵が判明したものですから、速やかに対応して、このたびの和解に至ったということですのでございます。

大変恐縮ですが、具体的な申請の日付を今確認することができませんので、暫時お時間をいただいて、後ほど、御回答したいと思います。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。私は、本人が申し立てたときに、速やかに対応してくださっていただければそれでいいわけなのですけれども、もしも警察の主張と本人の主張が対立するようなことがあって、和解まで長い時間がかかったのであれば気の毒だなと思ったものですから。それから、こういうことが再発しないようにということを求めたいだけであります。

○吉田参事官兼警務課長 具体的な日付について今確認をいたしますが、先ほど答弁いた

しましたとおり、事実が発覚して警察側の瑕疵が明らかになった時点で速やかな対応をし、今回の賠償の和解に至ったということで御理解を賜りたいと存じます。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第70号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進のための2019年度地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**白井財政課総括課長** 本請願につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明をさせていただきます。

本請願は6項目ございまして、その内容が複数の部局の所管にまたがっておりますことから、6項目のうち、私から総務部の所管分、すなわち請願項目1、3、4の後段、5及び6について御説明をした後、政策地域部から請願項目4の前段、また復興局から請願項目の2について、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず、請願項目1の地方一般財源総額の確保についてでございます。お配りしております資料1ページをごらんいただければと思います。(1)、平成30年6月15日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針では、3、新経済・財政再生計画の策定におきまして、2019年度から2021年度までを経済成長と財政を持続可能にするための基盤強化期間と位置づけまして、その間地方一般財源総額については2018年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると定義されたところでございます。

(2)は、6月8日に実施いたしました本県の政府予算提言・要望書でございます。こちらの下の方の要望事項のところでも、地方一般財源総額を実質的に前年度と同水準を確保することについて要望しておりまして、今回の骨太の方針につきましては、これに沿っているものと評価しているところでございます。

次、2の復興事業費総額につきましては、後ほど復興局から御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

請願項目の3、緊急防災・減災事業の拡充と期間の確保についてでございます。緊急防

災・減災事業は、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する必要がある事業に対し、地方債を通じた財政措置がなされているものでございます。2つ目のポツにございますがこれまで2度にわたり延長されておりまして、復興・創生期間の終期であります2020年度までが事業期間とされているところでございます。

主な対象事業は、(2)のとおりでございまして、防災センター等の大規模災害時の防災、減災対策のために必要な施設の整備や、オにございますように、公共施設等の耐震化などが対象とされております。

財政措置については、(3)のとおり、地方債の充当率100%、交付税措置率70%とされております。事業期間は、先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして、4、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化についてでございます。合併算定がえ等の前段につきましては、後ほど政策地域部から御説明いたします。

8ページをごらん願います。地方交付税の法定率についてでございます。地方交付税の原資は、国税の一定割合と地方法人税の全額とされてございまして、直近では平成27年度に見直しが行われたところでございます。地方交付税法においては、地方全体で財源不足が生じた場合は法定率を変更することと定めておりますが、近年では財源不足に対して臨時財政対策債等による財源手当が恒常化している状況にございまして、県といたしましても一番下側にありますように、提言、要望の中で安定的な財政運営のため、法定率の引き上げを提言しているところでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。人口が急減、急増した場合の補正についてでございます。地方交付税におきましては、人口が急激に減少した場合であっても、直ちに行政経費を減らすことが困難であることを踏まえまして、普通交付税の算定に当たって、国勢調査人口を測定単位としている費目について、この図にイメージが書いておりますが、5年にわたり人口に関する激変緩和措置が講じられる仕組みとなっております。

また、その図の下側のポツをごらんいただきますと、東日本大震災津波に伴う津波被災団体等につきましては、人口減少率の上限を10%とする等、人口急減補正に加えてさらなる特例措置が講じられているところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただければと思います。請願項目の5、地方公共団体の基金残高の地方財政計画及び地方交付税への反映についてでございます。(1)は、先ほど御紹介した骨太の方針の抜粋でございまして、地方自治体の基金について、増減の理由や今後の方針等について公表を促すこととされたところでございます。昨年度ぐらいから経済財政諮問会議の一部委員から、地方自治体の基金が増加していること、さらにはそれをもって地方財政に余裕が生じているかのような指摘がございました。

こういった指摘に対しまして、(2)のとおり、県では全国知事会等とも連携いたしまして、①及び②のとおり、基金につきましては地方自治体みずからの歳出削減努力のもとで必要な財政需要に備えて積み立てられたものであるということ踏まえて、基金の増加を理由として地方交付税の削減が行われないよう提言してきたところでございます。今回の骨太の方針では、先ほど御説明いたしましたとおり、3年間、地方一般財源総額の

確保が同水準で確保されることとされましたので、基金の増加を理由とした削減等を行われなかったところでございますが、同方針でも示されておりますとおり、引き続き基金の増減等に係る説明責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、11 ページ、請願項目の6、会計年度任用職員についてでございます。まず、(1)、会計年度任用職員制度の概要でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員という定義が創設されまして、2020年4月から導入されることとなっているところでございます。

次に、(2)、制度導入に向けた動きについてでございますが、同制度の導入に向けまして、昨年8月に国から事務処理マニュアルが通知されまして、検討が必要な事項が示されたことから、本県においてもマニュアルの内容や、他の都道府県の動向等を踏まえながら、具体的な検討を進めていくこととしているところでございます。

続きまして、(3)、制度導入に当たって留意すべき事項でございますが、国からは制度導入後も地方公共団体の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を維持すべきであること。また、一番最後のポツにございます、今後各地方公共団体の対応を調査の上、地方財政措置を検討することといった説明があったところでございます。

(4)、本県の対応についてですが、今後他の都道府県や全国知事会の動向等も踏まえ、国に対し必要な財源措置が図られるよう対応を求めていくこととしているところでございます。

以上で総務部所管分の説明を終わります。引き続き、政策地域部から説明をいたします。

○小原市町村課総括課長 続きまして、私からは政策地域部所管分といたしまして、請願項目4の前段になりますが、地方交付税に係ります市町村合併の算定特例、段階補正について御説明申し上げます。

説明資料の6ページをごらんください。まず、4の(1)、市町村合併の算定特例について御説明いたします。アの市町村合併に係る地方交付税の算定の特例、合併算定がえでございまして、合併団体につきましては、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮いたしまして、合併後一定期間は、普通交付税が旧市町村が合併しなかったと仮定して算定した普通交付税の合算額を下回らないようにする特例が設けられております。

また、合併後一定期間経過後に5年間かけて段階的に増額分が縮減されることとされております。

なお、県内の12合併市町村は、2段階で合併した旧川井村と旧藤沢町を除きまして、全て平成11年度から平成17年度までに合併しておりまして、合併後10年間で増額、残り5年で段階的に増額分が縮減されるという特例が適用されているところでございます。下に仕組みのイメージを掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、イの市町村合併による市町村の姿の変化に対応した交付税算定でございますが、合併で市町村の姿が大きく変化したことで、当初想定していなかった財政需要を平成26年度から5年程度で段階的に交付税算定に反映することとしております。主なものとした

しましては、ここに挙げております支所に要する経費の算定ですとか、人口密度による補正の強化など、国でも行われているところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。(2)の段階補正についてでございますが、普通交付税の算定におきましては人口や世帯数などが基礎数値として用いられておりますが、地方公共団体は、その人口等の規模にかかわらず一定の組織を持つ必要があるなどの理由から、規模が小さくなるほど1人当たりの行政コストが割高になり、大きくなるほど割安になる傾向がございます。そして、そのコスト差を反映するため、人口や世帯数に応じて交付税算定に用いる需要額を補正することとしておりまして、これを段階補正と呼んでいるところでございます。下に記載の段階補正の例にございますように、社会福祉費等の多くの費目で段階補正が設けられているところでございます。

続いて、その下の近年の段階補正の見直しの状況でございますが、平成14年度から平成16年度にかけて、段階補正の割増率をより効率的な財政運営を行っているところに合わせるという趣旨から、割増率を圧縮する改正が行われたところでございますが、平成22年度には小規模市町村等への配慮から一定程度復元されているところでございます。

以上で政策地域部所管分の説明を終わります。引き続き、復興事業費総額の確保などにつきまして復興局から説明いたします。

○佐々木復興推進課総括課長 続きまして、受理番号第70号のうち、請願項目の2の復興事業費総額の確保につきまして御説明申し上げます。説明資料の2ページをごらん願います。

経済財政運営と改革の基本方針2018におきましては、2の(1)の概要のとおり、内閣の最重要課題として東日本大震災からの復興、再生に引き続き取り組むとともに、その進捗状況を踏まえ、2018年度中を目途に復興・創生期間における基本方針の見直しを行うこととされているほか、復興期間10年間の復興事業費の見込みといたしまして、合計で32兆円程度を確保し、引き続き各年度の効率的かつ適正な執行等を通じまして、この復興事業費により確実に復興を進めることとされているところでございます。

なお、復興財源フレームにつきましては、点線囲いの参考1のとおりでございまして、平成27年6月の国の復興推進会議によりまして、平成28年度から平成32年度までに必要となる国費6.5兆円を含みます復興期間10年間の復興財源として32兆円程度、本県は2.2兆円程度確保されたところでございます。この際新たな地方負担が3県で220億円程度、本県は90億円程度生じたものの、本県や県内市町村が必要と見込んでいた国費はおおむね確保されているところでございます。

説明資料3ページをお開き願います。国の基本方針の見直しについては、(2)のとおりでございまして、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえまして、基本方針について、方針策定から3年目となります今年度を目途に必要な見直しを行うこととされております。

説明資料4ページをお開き願います。本年の6月8日に実施いたしました本県の政府予算提言、要望におきまして、(3)のとおり、被災地においては復興・創生期間の終了後も

被災者の心のケアなど、復興・創生期間を終えて取り組むべき課題があることから、国の基本方針の見直しに当たり、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するとともに、推進体制の整備を図るよう要望しているところでございます。以上で参考説明を終了いたします。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思いますが、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかに御意見がなければ、採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**軽石義則委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 71 号日米合同委員会での合意に沿わない米軍機の低空飛行訓練は中止するよう国に求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**西島防災危機管理監** それでは、受理番号第 71 号日米合同委員会での合意に沿わない米軍機の低空飛行訓練は中止するよう国に求める請願につきまして、お手元に配付した資料により説明申し上げます。

1 ページをごらんください。1、県の対応状況ですが、4月25日、企業局に報道機関から在日米軍機の低空飛行訓練について問い合わせがあったことから、総合防災室が東北防

衛局に事実関係を問い合わせましたが、回答は得られませんでした。

27日に東北防衛局から、米軍三沢基地報道部長がステートメントを公表したとの報告を受けました。これは参考1にありますように、ビデオは第35戦闘航空団のパイロットによる訓練任務であったこと。2、最低高度500フィート、つまり150メートルを下回って実施された部分があること。3、今後は日本で適用される航空規制を確実に遵守するために適切な手順を踏むことの3点でありました。

30日に、東北防衛局が米軍三沢基地司令官に申し入れを行ったことを確認しました。その内容は、参考2にありますとおりです。

5月2日に、知事が防衛大臣、東北防衛局長及び米軍三沢基地司令官に要請文書を発出するとともに、報道各社にコメントを発表しました。また、二戸市長、二戸市会議長及び一戸町長、一戸町会議長も同様、3者に要請文書を発出いたしました。

9日、遺憾の意を強く伝えるため、県、二戸市及び一戸町が東北防衛局を訪問し、局長に直接要請文書を手交し、要請しました。

2ページをごらんください。本県の国、米軍に対する要請等についてであります。(1)、要請文書の発出ですが、先ほども申し上げましたとおり、5月2日、知事が防衛大臣等3者に対し、本県上空で在日米軍機が低空飛行したことについて遺憾の意を伝え、文書で申し入れました。その内容は、本低空飛行が日米合同委員会の合意事項に抵触し、遺憾であるとして、1、最低高度基準の遵守など日米合意を厳格に実施すること、2、県民及び諸施設に対して危険な行為を行うことのないよう、また安全、安心を脅かすことのないようにすることの2点です。

この日米合同委員会は、日米地位協定の運用、細部事項を協議するために1960年に設置されたもので、在日米軍による低空飛行訓練に関しては、平成11年1月14日に合意しました。在日米軍が戦闘即応態勢を維持するために低空飛行訓練が必要である一方、安全性も最大限確保する必要があることから、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物、学校、病院等に妥当な考慮を払うこと。在日米軍は、国際民間航空機関や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を適用しているとの条項を合意しましたが、これに抵触するとして申し入れたものです。

(2)、東北防衛局長への要請活動ですが、5月9日に県、二戸市及び一戸町が東北防衛局を訪問し、局長に直接文書を手交し要請したもので、その際の要請者はエのとおりです。

以上で説明を終わります。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**川村伸浩委員** 今の説明について1点だけお伺いしたいと思います。本県が東北防衛局長を通じて遺憾の意を伝えたということではありますが、それに対して、東北防衛局や、あるいは米軍の三沢基地司令官からの回答があったのかについてお聞きします。

○**西島防災危機管理監** その件につきましては、5月9日に東北防衛局に直接文書を手交した際も話にありましたが、東北防衛局長は在日米軍三沢基地からは承ったという回答を

いただいたと聞いております。

○川村伸浩委員 私が確認をしたところ、低空飛行訓練については、米軍側は当然認めているわけでありまして、それに伴って全パイロットが日本の航空規制を守るよう適切に対処するというのを、東北防衛局を通じて青森県、岩手県などに説明をしていると聞いていたのですが、どうでしょうか。

○西島防災危機管理監 今委員のおっしゃったとおりですが、そういったことを踏まえまして、その上で承った、という回答いただきました。言葉が足りず、申しわけありません。

○軽石義則委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○川村伸浩委員 低空飛行訓練については、非常に遺憾な事態であったわけでありまして、今後日本の航空規制を守っていくという表明をされております。そして、今般の請願の中の項目2には、日米地位協定の見直しを求めるという文言がございますが、現在の状況ではそこまで求める必要はないと考えておまして、本請願は不採択とすべきと考えるものであります。

○佐藤ケイ子委員 私は、この請願の項目1、2とも採択すべきと思います。たび重なる米軍の事故がありまして、岩手県での低空飛行訓練もですが、青森県東北町で燃料タンクを落とした事故や、沖縄県ではさまざまな事件が次々に起こっております。何度もそのたびに申し入れをしておりますが、その際にはこれから法を遵守するという回答があっても、なかなか改善されない。それは、やはり日米地位協定があって、圧倒的に米軍側の地位が高いということ、日本の法令よりも日米地位協定のほうが遵守されるという環境だからだと私は思っております。こういった、次々と起こる事故をどうやって防ぐかという、やはり日米地位協定の抜本的な見直しを申し入れるという動きがなければ、なかなか改善されないのではないかと思っております。この請願は採択でお願いしたいと思います。

○工藤大輔委員 今回の請願の関係で、県も市、町と今回の低空飛行訓練に関して申し入れを早期に行ったということは評価したいと思いますし、また米軍のほうからも一定の回答があって、今後は気をつけるということなのでしょうけれども、再びこのような事態がないということを県も強く注視しなければならないのだと思います。そういった観点から、項目1については採択すべきと思います。

そして、項目2についてですが、今回の低空飛行訓練に関して、日米地位協定全般について見直すということが、請願者の意図を感じるところです。今回28条から成る日米地位協定の文書を私は改めて読んでみたのですが、その中身等について見直すべきものは多々あるかと思っております。一部施設の返還等を求める際、また管理をする際など、環境基準等の取り決め等もなかったり、それが返還される際の環境基準を日本の国内、あるいはアメリカの基準に照らし合わせながら、原状復帰して返還するという中身等もなく、今後この日米地位協定について、国内法のみならず他の分野についても照らし合わせながら、

日米できまざま協議をしながら、よりよい協定に見直していくべきものだと改めて感じたところです。今回は低空飛行訓練に絞ってこの請願を採択することにし、国内法だとか、また日米地位協定というのは、また別の形で議論等していけばいいのではないかと思います。そしてまた委員個々においても、その認識を深めていくべきだと思いますので、請願の取り扱いに対しては低空飛行訓練の部分に絞って採択としていただきたいと思います。

○飯澤匡委員 私からも意見を申し上げさせていただきます。今回の低空飛行訓練については、国民の安全を損ねる看過できない問題であって、やはり私たちの生命、安全を守る意味で、すぐに米軍三沢基地、各方面に県が要請をしたというのは時宜を得た、自治体として最低限やらなければならないことだと思っております。今回の行き過ぎた状況について、議会としても日米合同委員会の合意に沿わない米軍機の低空飛行訓練は中止するというのは当たり前なことでありまして、これは支持するものであります。

しかしながら、今回の請願の表題は、日米合同委員会での合意に沿わない米軍機の低空飛行訓練は中止するよう国に求める請願なのですが、項目2になって突如として日米地位協定の見直しを求めると。どうも請願の主題に対して、日米地位協定まで拡大をするということにいささか違和感があります。

2番目には高度基準の遵守などと書いてあるのです、国内法を優先するようにと。これは、非常に曖昧な表現です。何を基準に日米地位協定まで我々が判断をして、これを支持するかを考えるのか。先ほど工藤委員が申しあげましたように、日米地位協定については、やはり外交、防衛問題を含めて、いろんな部分で実態に合わない、国民に対しても大変不合理な部分はあると認めても、この文章の文脈からして2番目にまでたどり着くには、非常に無理があるのではないかと思いますので、1番目は採択していいのですが、2番目についてはなかなか同意できないということを申し上げたいと思います。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○軽石義則委員長 再開します。

本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例257番では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で、請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○軽石義則委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 起立少数であります。よって、請願項目の2は不採択と決定いたしました。

なお、ただいま一部採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**軽石義則委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等につきましては当職に御一任願ひます。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○**飯澤匡委員** 数点お伺ひします。まず、第1点目はI G Rの経営について。このたび経営陣がかわりまして、専務が昇格して社長になられました。この動きが進むにつれ、私のところにも投書関係はほとんどなくなりました。記者会見でも、大変厳しい状況の中で安定した経営に努めたいという新社長の話がありました。それはそれで頑張っていたかと思うのですが、以前から指摘をしているとおり、第三セクター、それから県の出資が50%以上を超える、県民の足を守る経営体でありますから、県の関与はしっかりしていかなければならない。やはりステークホルダーは県民だということは忘れてはいけないと思ひます。

出資法人等調査特別委員会で、神戸のポートアイランドの鉄道運営について視察をしたところ、ここは全ての経営に関する資料を情報公開している。これは、あるべき姿だと思ひっております。

そこで、部長も取締役なのですが、関連事業等をこれからも推進していくという方針がコメントでありました。他の業者との競合という部分もあって、今まで経営に関する資料を公開しなかったわけですが、やはり経営実態をしっかりと県民に見せて、また内部の今の状況がどうなっているか、社員に対してもしっかりと示す必要があると思ひます。これから取締役会等で発言する機会があるかと思ひますし、この点だけはしっかりと示していただきたいと思ひますが、その点について、部長いかがでしょうか。

○藤田政策地域部長 IGRの関連事業についての情報開示の件でございますが、私も取締役会で、関連事業含めて議論に参加させていただいているのですが、そのときに関連事業の情報についても、取締役会の中ではきちんとした数字をもって議論している状況でございます。

その一方で、一般的に開示するかどうかにつきましては、これまでも競争する地域などに配慮してきたとお答えしてまいりましたが、そのあたりの運用につきましては、開示の公平性を期する観点から、情報公開条例の規定なども参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 前向きに検討し、部長からはそのような指摘をしていただくように御期待を申し上げたいと思います。

2点目ですが、ラグビーワールドカップ2019、そしてまた同時期に開催される三陸防災復興プロジェクト2019、来年度は前半期、非常に大きなイベントがあるわけです。それで、この各事業については、財政的なものを確かにしなければならないということで、釜石市ではふるさと岩手応援寄附と、それから釜石市独自で、釜石市ラグビーこども未来基金をつくり、2本立てで運営費等を賄う、またその他関連事業について、これを充当するという方向で寄附を募っている。

一方、三陸防災復興プロジェクト2019についても、寄附金等の目標を示してやろうと聞いていますが、三陸防災復興プロジェクト2019について、寄附金の目標額と現在までの状況、これをお示し願いたいと思います。

○小野寺参事兼三陸防災博プロジェクト2019推進課総括課長 寄附金の目標額と現在までの実績という御質問でございました。今の検討状況から申し上げますと、この3月に、三陸防災復興プロジェクト2019の基本計画を実行委員会に御承認をいただきまして、その後、今年度、実行委員会の下に専門部会を3つ設けさせていただいて、関係団体の実務者で構成する専門部会において、今具体的な検討を進めているところでございます。

今お尋ねがございました寄附金等協賛につきましては、協働おもてなし専門部会の中で現在寄附金の募集等、協働のあり方について検討を行っているところでございます。ですので、まだ目標額ですとか、実績というのもこれからですが、このプロジェクトについては復興支援のお気持ちをいただくといった部分もあるかと思えます。それからまた協賛の仕方というのが、プロジェクト全体に対しての協賛金という形でいただくのも大変ありがたいのですが、催事が多数ございます。基本計画の中に今24個のつてございますが、その催事ごとに企業あるいは団体に協賛いただき、一緒に行事をやっていくといったあり方もあるのではないかと考えております。

それから、ラグビーワールドカップでは目標額を設定しないようですが、そういった事例なども勘案しながら、目標額について研究していきたいと思えますし、これから実績を積み重ねてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 これを問題提起したのは、4月12日にラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会の総会があったのですが、そこで、最後の最後に釜石市の野田市長が、ラ

ラグビーワールドカップについては非常に財源的に厳しいと、市の窮状を訴え、特別にお願いの発言があったからです。現在実績額は、釜石市ラグビーこども未来基金について約3億円集まってきておりまして、どの程度の目標額かわかりませんが、ワールドカップですから、特に民間会社からの協力があると聞いております。

それで、前後はしますけれども、大きなイベントを2つやって、片一方の三陸防災復興プロジェクトについても協賛金を集めるというのは、非常に難しいのではないかと思うわけです。私の意見としては、ワールドカップというものが日本に来るのは恐らく今世紀最後でしょうから、これに集中した方がいいのではないかと。知事も復興する姿というのを情報発信したいと言っているわけですから、どうもこのやり方で、本当にお金が集まるかどうか。三陸防災復興プロジェクトにお金が集まらなくて、結局市町村負担が大きくなって、負担はないと言っていますけれども、結局お金が集まらなくて当初の目的というものを達成できなかったら何にもならないわけです。

ですから、まだ骨格が決まっていないようですので、ここは釜石市のほうにお金の集まりを一気に集中させて、強弱をつけるべきだと。今さらやめろとは言いませんから、もう進んでいるのでしょうから。だけれども、イベントのやり方については、この間説明いただいたのは、シンポジウムなどをやるようなお話でしたので、果たしてどれほど復興プロジェクトの趣旨にかなうものがあるかかなり不透明だと思います。なおかつ協賛金を募る、そしてその後にはラグビーワールドカップがある、私はその強弱がよくわからない。ですから、その辺りも勘案して。お金を出すほうにしてみれば、どちらに出すのだというようなことになりかねないと思うのです。そういうのも危惧していますが、その点について何かコメントがあれば。大体想像できるようなコメントしか出てこないと思うけれども、私の意見を披瀝した上で、所感あったら申し上げてください。

○小野寺参事兼三陸防災博プロジェクト 2019 推進課総括課長 ただいま委員の御指摘のありました釜石市長の発言につきましては、私も4月以降、沿岸の13市町村を歩かせていただきまして、ラグビーのほうで頑張っているのだというお話も頂戴しているところでございます。基本的には、ラグビーワールドカップのほうに御迷惑をかけないようにということは肝に銘じておきたいと思っております。

このプロジェクトでございますが、東日本大震災津波が起きた平成23年以降、多くの企業、団体から御支援を頂戴しております。知事の感謝状を贈呈した企業、団体も相当多数に上っておりますので、そういった観点でラグビーワールドカップともある程度すみ分けを図り、御相談をし、情報共有しながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それからまた、先ほど少し御紹介いたしましたけれども、全体に対して協賛金をいただくというの也有りたいたいのですが、催事ごとに御協力をいただくことにつきましては、まだ決定はしていないのですが、既に幾つかの企業などからそういったお声がけも頂戴しているところでございます。これが成就する方向で頑張りたいと思っておりますが、そういった観点もあると思っておりますので、協賛金をいただくこと、それから催事に協力していくこと、釜石市と共同でやっていくということ肝に銘じて取り組んでまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 この前の釜石市長の突然の発言で、県と本当に意思疎通を図っているのかと、やはり問題視すべきだと思います。ラグビーワールドカップは、県と釜石市が共催で行うわけですから、足並みがそろっているのかとも感じ取られるようなことだと思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

3点目ですが、I L Cの実現に向けて、特に科学I L C推進室の皆さんは一生懸命やって、サポーターの募集であるとか、SNSでの発信、それから増田前知事が中心となった100人委員会の設置など、機運を盛り上げようと御努力をされているという点については大変すばらしい取り組みだと思うし、なるべく協力をしたいという思いはあるのですが、知事の情報発信の仕方について、情報管理する秘書広報室にお伺いしたいと思います。

6月1日の記者会見において知事は、加速器科学中心に研究者の皆さんが国際的にI L Cの準備を進めていく作業がどんどん具体化し、また発展している中で、日本政府としてそれらに反対し、それらを否定するような決定というのは、ほとんどあり得ないかと感じていまして、言いかえると日本のI L C建設、それは岩手へのということなのですけれども、I L C建設はしないという決定というのはもう困難な状況になっているのではないかと感じておりますという発言をしました。

これは、受け止め方によっては、政府に対して早く決めろというようなことを言うように聞こえます。受け止め方によってですから、知事は一步踏み込んだ、すばらしい、という人もいるかもしれませんが、私は逆の受け止め方で、これだけ県民や関係者の皆さんが大いに協力体制をしいて取り組んでいる中で、決めないのはおかしいというのは、情報発信の仕方としていかなものかと思っているわけです。最初にお聞きしますが、広報広報、いろんな意見を県民の皆さんから聴取する、県民以外からも聴取するというものですが、この発言に対する意見が何かあったかどうか、それをまずお聞きします。

○佐々木広報課総括課長 ただいま委員から御指摘ありました6月1日の知事記者会見における発言につきまして、当方といたしましては、特にその知事の発言に対しましての意見というものは承知しておりません。

○飯澤匡委員 承知していないということですね。今政府に対してもいろいろ要望活動していますが、これは足を引っ張ることになるのではないかと。秘書広報室は知事の活動を、岩手県がしっかり前に進むように補佐するという役目ですから、情報管理についてもしっかりとやるべきだと思います。何だ、この知事の発言はと科学I L C推進室等が後で言われるのですよ。あなた方そういうことを情報共有していますか、秘書広報室長。

○高橋秘書広報室長 個別の発表案件等については、発表内容等を事前に調整するという事は取り組んでおりますが、この件に関してはその場の発言ということで、特に担当部局からの話を聞いてはおりません。

○飯澤匡委員 そこが本県の問題なのです。都合の悪いことは共有しない。その点はみんながっかりするのだけれども、ではもう知事の言いつ放しかと。記者会見のときに、バックデータとか全部そろえて、こんなに資料をつくっているのでしょうか。I L Cのこれからの状況について、日本政府が決定しないことはあり得ないなんていう、そういうデータを

もとにしてやっているのですか、秘書広報室は。この発言についてどう思いますか、室長は。

○高橋秘書広報室長 知事の発言については、専門家の議論ですとか、あるいは国民的な関心の広がりという盛り上がりの中で、確かに今後の財政的な負担の問題はありますけれども、この時点でこの負担のみをもってI L Cの日本での、東北での実現を断念するというのを早々に結論づけるということは難しい状況ではないかといったことを述べたものと理解しております。

私自身は、いずれ実現に向けて努力していくものと受けとめております。

○飯澤匡委員 新聞報道を読みましたか。岩手日報でも、知事、政府に決断迫るとなっています。それから、他紙についても、余り肯定的なニュアンスとしては捉えていないですよ。今この時点で、県民の力を結集して何とか実現に向けてやっていきたいと思いますというのが本来言うべき理想的な形であって、政府に対して、あり得ないであるとか、そういうような対決姿勢をあおるような発言というのは、それは県民利益にかなうのかどうか、この点についてはどう思いますか。かなっていると思いますか、秘書広報室長。

○高橋秘書広報室長 今報道のお話が出ているわけですがけれども、いずれ知事の発言の趣旨、あと報道とあわせて、県民に受けとめていただければと思っております。

○飯澤匡委員 知事がもうしゃべってしまったからどうしようもないのだけれども、あなた方はきちんと準備しているわけでしょう。I L Cについてはどのような状況であるかというのは知事にもきちんと知っているはず。この発言というのは突如として出てきて、非常に県民利益を損なうような、そしてまた科学I L C推進室が一生懸命やっているのにブレーキをかけるような状況になっていると私は思います。情報共有して、少しまずいのではないかと思いますか。思わないのだったらそこが問題ですよ、秘書広報室として、広報のあり方として。知事が言ったらそれでいいのですか。県民利益をちゃんと着実なものにするために、秘書広報室があるのではないですか、違いますか。

○高橋秘書広報室長 先ほども申し上げましたが、発表事項等についてはあらかじめ担当部局ともその都度調整しているところです。こういった案件につきましては、担当部局と知事との内々の情報共有、コミュニケーションの状況について、私どもの調査監などを通じて、状況を聞いて、室内で報道部門とも情報共有するといった形でやっています。いずれ県政情報がしっかりと伝わりますよう、適切に努めてまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 やはりしっかりとした情報発信、皆さん方も情報管理をする意味でしっかりしてもらわないと困るわけです。片一方で推進のために一生懸命やっている方々が、とてもかわいそうです。誰かがこの発言について尻ぬぐいをしなければならない。不快な思いをしながらやらなければならない。本当に県民の気持ち、行動を結集して実現に向けてやらなければならない。ただ単に知事の発言だからそれでよしとするということではなくて、やはりどういう影響があって、どういうことが起きているかというのをしっかり聴取してやっていかなければならないと思います。

この点については、もう覆水盆に返らずで、これからどうこうというわけにもいきませ

んけれども、秘書広報室のあり方として、これだけの報道がされていて、どういうことが起きているのか、大体にして耳にしていけないというのはおかしいですよ。その辺りの問題意識が非常に薄いのではないかと思います。ただ支えればいいでは、岩手県民のためにならないのではないですか。実際に起きていることが、どういう影響が出てきているかということもきちんと調査をして、こういう意見もあるように聞いていますけれども、この点についてはこれからこうしたいという話ならわかるけれども、適切に処理をする、では秘書広報室が何のためにあるのかわからないと思いますよ。これ以上言っても答えが出てきませんが、このILC計画については、絶対に物にしなければならない。そういう意味では、情報発信力のある知事がしっかりとした発言をしなければだめだということを秘書広報室長、肝に銘じてください。

それから、最後にもう1つ聞きますが、どうも知事が主体的に県民の行動等を巻き込むような活動が見えてこない。先ほど言ったように、増田前知事は非常に心を砕いて、文部科学省であるとか、それから今財務省がなかなか動きづらい状況を見据えて、ちょうど私が増田さんのところを訪問したときに、山下先生が前のお客さんでいらして、ILC 100人委員会というのを話していた。これは、以前にもお話をした経緯があります。今後知事がそういう情報発信をして、県民の行動をまとめて、みずから率先してやるというような計画というのはあるのでしょうか。あったらお知らせください。

○佐々木理事兼科学ILC推進室長 ILCにつきましては、これまで単独の県が動く、単独の県のプロジェクトと捉えられがちだということで、まずは東北全体での取り組みをみんなで一丸となってやるというスタンスでやってきた経緯もございます。今はもう本当に最後の正念場ですので、それぞれがより強固に活動を強化していく必要があると思っております。県としても、全国的な盛り上がり的一生懸命力を注いでおりますが、時期を見て県民が一つになるような、そういった何かしらの場を設けるなど、検討していきたいと思っておりますので、委員がおっしゃった、いよいよことしが最後の正念場の大事な時期だという、そういった意向も踏まえて、知事以下、県が一つになるようなこともしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○吉田参事官兼警務課長 先ほど佐藤委員から御質問があった損害賠償の発端となった時期等についてお答えしたいと思います。平成30年1月18日に御本人からの申し出で、この事実が発覚いたしました。最終的には約1カ月後になりますけれども、本年2月28日に再度の許可を交付したところでございます。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定し

ております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、移住・定住交流の推進についてといたしたいと思います。

また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、国際交流センターの取組についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてではありますが、お手元に配付しております平成30年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。